平成 2 9 年 6 月 1 6 日 告示第 7 8 号 令和 2 年 4 月 1 3 日 告示第 5 2 号 令和 2 年 5 月 1 9 日 告示第 8 8 号 令和 3 年 3 月 8 日 告示第 3 2 号 令和 4 年 3 月 1 6 日 告示第 2 6 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例(昭和53年南国市条例第20号)第17条の規定に基づき、南国市内に存する老朽化した住宅の除却に要する費用を補助することにより、老朽化した住宅の除却を促進し、地震等の自然災害による被害及び住宅の管理不全な状態による事故等の防止を図り、もって市民が安全で安心して住める災害に強いまちづくりを推進することを目的とする南国市老朽住宅除却事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす住宅(戸建て、長屋及び共同住宅(併用住宅を含む。)をいい、貸家を含む。以下同じ。)(以下「対象住宅」という。)の全部を除却する工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に請け負わせるものに限る。)であって、補助金を受けようとする年度の1月末日までに完了するものとする。
 - (1) 南国市内に存すること。
 - (2) 地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10 号に規定する地域防災計画をいう。)により緊急輸送道路若しくは避難路とされたもの、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項の規定により高知県が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画並びに同法第6条第1項の規定により

南国市が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。

-)により避難路とされたもの又は南国市が定める津波避難計画により避難路と されたもの(以下「避難路等」という。)に隣接すること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅で、かつ、現に使用されていないものであること。
- (4) 当該住宅の倒壊又は火災により周囲の家屋又は避難路等に被害を及ぼすおそれがあること。
- (5) 別表に規定する「住宅の老朽度の測定基準」による評点が100以上となること。
- (6) 国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものでないこと。
- 2 昭和56年6月1日以後に建築された木造の住宅について、現に倒壊のおそれ があると市長が認める場合は、対象住宅とみなすものとする。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各 号のいずれかに該当する個人又は法人で対象住宅の除却を行うものとする。
- (1) 登記記録に現に効力を有する所有権の登記名義人(権利部のない場合は表題 部所有者)として記録されている者
- (2) 対象住宅が未登記の場合において、固定資産家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、対象住宅の所有権を有することを証明できる者
- (4) 前3号に規定する者の相続人
- 2 前項の規定にかかわらず、南国市税及び高知県税を滞納している者については、 補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」)は、補助対象者 が行う補助対象事業に要する経費とする。

(補助金額)

- 第 5 条 補助金の額は、次の各号に規定する額のいずれか少ない方の額(9 2 5, 0 0 0 円を限度とする。)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額に1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - (1) 補助対象経費の合計額に10分の8を乗じて得た額

(2) 1平方メートル当り限度額(当該年度において国土交通省が定める「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」に規定する額をいう。)に除却する対象住宅の延床面積を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た額

(補助対象事業の認定申請)

- 第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅の除却に着手する前に、補助対象事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。
 -)を市長に提出し、補助対象事業であることの認定を受けなければならない。
- 2 認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 除却しようとする住宅(以下この項において「除却住宅」という。)に係る 登記事項証明書(写し)、土地・家屋課税台帳兼名寄帳(写し)又は除却住宅 の所有権を有することを証明できるもの
- (2) 除却住宅の位置図 (付近見取図)
- (3) 除却住宅の配置図及び各階平面図 (寸法の入ったもの)
- (4) 除却住宅の外観写真
- (5) 認定申請書を提出する補助対象者が南国市税及び高知県税を滞納していないことを証する書類
- (6) 事業計画書(様式第2号)
- (7) 除却住宅が複数人の共有である場合(相続に係る共有である場合を含む。) は、認定申請書を提出する補助対象者を除く共有者全員が除却に同意している ことが分かる書類(当該書類を提出することができないときは、当該認定申請 書を提出する補助対象者の誓約書(様式第3号))
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の認定)

- 第7条 市長は、認定申請書の提出があった場合は、その内容の審査及び現地調査を行い、補助対象事業として認定するときは補助対象事業認定通知書(様式第4号)により、補助対象事業として認定しないときは補助対象事業認定申請却下通知書(様式第5号)により、当該補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する認定に際して、必要な条件を付すことができる。 (認定内容の変更等)
- 第8条 前条第1項に規定する認定の決定の通知を受けた補助対象者(以下「補助 事業者」という。)は、当該認定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」とい

- う。)の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、変更又は中止の 可否を決定し、変更等承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するも のとする。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該年度の1月末日までに実績報告書(様式第8号)に次に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 工事完了写真(工事前及び工事後の状況が分かるもの)
 - (3) 廃棄物管理票の写し(E票)
 - (4) 工事代金領収書(補助事業者が補助金の交付の請求及び受領を住宅の除却を 請け負った者に委任する場合は、補助事業に要した経費から補助金交付申請予 定額を差し引いた額を支払ったことがわかる領収書)の写し
 - (5) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して報告しなければならない。

(完了検査)

第10条 市長は、前条の報告があった場合は、その書類の審査及び現地調査等を 行い、補助事業の認定の内容に適合すると認めるときは、検査確認通知書(様式 第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条の検査確認通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第10号)を確認通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに市長

に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査 し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第11号)により補助事 業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

- 第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金交付決定通知書を受けたときは、 当該年度の2月末日までに補助金交付請求書(様式第12号)により市長に補助 金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

- 第14条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の請求及び受領を、住宅の除却を請け負った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該補助事業に要した経費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、住宅の除却を請け負った者に支払っている場合は、当該補助事業に係る補助金について代理受領はできないものとする。
- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、補助事業者が第12条に 規定する補助金の交付の決定を受けたときは、当該年度の2月末日までに補助金 交付請求書(代理受領)(様式第13号)に、代理受領に関する委任状(様式第 14号)を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

- 第15条 補助金の交付を受けた補助事業者(代理受領を行った補助事業者を含む。
 -)は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出 について証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して1 0年間、保管すること。

(補助金の交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助事業者が次の各号のいずれか に該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既 に交付した補助金があるときは、当該取消しに係る額の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 除却の工事の実施方法が不適当と認められるとき。
- (3) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第17条 市長は、補助金の交付の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第52号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年告示第88号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年告示第32号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第26号)

この要綱は、公布の日から施行する。

(〒 -) 住 所 フリガナ 申請者 氏 名 印 電話番号 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名) (法人以外の場合で本人自筆のときは押印不要)

補助対象事業認定申請書

南国市老朽住宅除却事業費補助金の事業の認定を受けたいので、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第 6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、申請内容の確認のために必要があるときは、不動産登記に関すること、固定資産に関すること、住民基本台帳、戸籍台帳等に関することについて市長が関係機関へ調査を行うこと及び申請に係る住宅の立入り調査を行うことに同意します。

記

住宅の所在地	
住宅の所有者の住所・氏名	住 所
住宅の概要	構 造 木造 階建て 延床面積 m² 建築年月日 年 月 日 地名地番

1 申請者区分

南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第3条第1項

- □ ア 第1号該当
- □ イ 第2号該当
- □ ウ 第3号該当
- □ エ 第4号該当

2 添付書類

	必須
	建物の登記事項証明書(写し、取得後3月以内のもの)
	※建物が未登記の場合は、土地・家屋課税台帳兼名寄帳(写し)(申請時において最新のもの)
	※建物が未登記の場合で土地・家屋課税台帳兼名寄帳に登録がないときは、これに代わる建物の
_	所有者であることを証明できるもの
	位置図(付近見取図)
	配置図及び各階平面図(寸法の入ったもの)
	外観写真
	南国市税及び高知県税を滞納していないことを証する書類 事業計画書(様式第2号)
Ш	争未可四音(你八分2万)
•	1の申請者区分のア、イ又はウに該当し、当該所有者が複数人である場合
	所有者全員の同意書
	誓約書(所有者全員の同意書が提出できない場合) (様式第3号)
lacktriangle	1の申請者区分の工に該当する場合
	戸籍謄本及び附票の写し(被相続人と相続人全員が分かるもの)
	相続人全員の同意書
П	誓約書(相続人全員の同意書が提出できない場合) (様式第3号)

● その他必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

事業計画書

申請者	住 所	
(所有者)	氏 名	
	所 在 地	
	構造	木造 階建て
住宅の概要	建築年月日	年 月 日
	合計床面積 (内訳)	m²
	所在地	
	商号 及び代表者名 又は個人氏名	
施工予定者	許可番号 又は登録番号	□ 建設業許可□ 国土交通大臣 ・ □ 高知県知事第 号□ 解体工事業登録第 号
	連絡先	
工事見積額金		円
予定工期	年	月 日~ 年 月 日
備考		

誓 約 書

年 月 日

南国市長様

(〒 -) 住 所 フリガナ 氏 名 印 電話番号 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名) (法人以外の場合で本人自筆のときは押印不要)

私は、南国市老朽住宅除却事業の実施に当たり、下記物件に係る紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、 南国市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

また、下記事項を確認するため、固定資産に関すること、住民基本台帳、戸籍台帳等に関することについて市長が関係機関へ調査を行うことに同意します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の所有者(共有者)又は相続人(本人以外)の氏名及び本人との続柄

3 同意書を提出することができない理由

様

補助対象事業認定通知書

年 月 日付け補助対象事業認定申請については、下記のとおり認定したので、南国市老朽住宅 除却事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

南国市長

記

住宅の所在地	
住宅の所有者の住所・氏名	住 所 氏 名
住宅の概要	構 造 木造 階建て 延床面積 ㎡ 建築年月日 年 月 日 地名地番

認定の条件

- (1) 補助金の交付申請は、この認定通知を受け、実績報告書を提出し、完了検査の確認通知の後に行うこと。
- (2) 事業内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けること。
- (3) 補助対象者が南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、補助金を返還させるものとする。
- (4) 除却工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第10条第1項に規定する届出をすること。

様

補助対象事業認定申請却下通知書

年	月	日付け補助対象事業認定申請については、下記の理由により補助対象事業の認定の要件に該
当しないため、	南国	国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

南国市長

記

補助金の認定の要件に該当しない理由

2	その他	
1	住宅の老朽度の測定基準による評点が100未満のため	(第2条関係)

(〒 -) 住 所 フリガナ 申請者 氏 名 印 電話番号 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名) (法人以外の場合で本人自筆のときは押印不要)

変更等承認申請書

年 月 日付け南国市指令第 号により認定を受けた南国市老朽住宅除却事業費補助金に係る 事業について、下記のとおり事業内容の変更・中止をしたいので、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第 8条第1項の規定により変更等の承認を申請します。

記

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容
- 3 添付書類

南国市指令第 号

様

変更等承認通知書

年 月 日付けで変更の申請のありました南国市老朽住宅除却事業費補助金に係る事業については、下記のとおり認定したので、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

南国市長

記

承認する内容

(〒 -) 住 所 フリガナ 報告者 氏 名 印 電話番号 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名) (法人以外の場合で本人自筆のときは押印不要)

実績報告書

年 月 日付け南国市指令 第 号で、認定を受けた南国市老朽住宅除却事業費補助金について、補助事業が完了したので、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請予定額 金 円 (1,000円未満切り捨て) 補助金交付申請予定額の算出根拠((1)又は(2)のうちいずれか少ない方の額(限度額925,000円)) (1) 補助対象経費 × 0.8 = <u>¥</u> (1,000円未満切り捨て) (2) 1 ㎡当り限度額 × 延床面積(㎡) × 0.8 = <u>¥</u> (1,000円未満切り捨て) ※1 ㎡当り限度額は当該年度において国土交通省が定める「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」に規定する額をいう。【 年 円】
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 工事完了写真(工事前及び工事後の状況が分かるもの)
 - (3) 廃棄物管理票の写し(E票)
 - (4) 工事代金領収書(補助事業者が補助金の交付の請求及び受領を住宅の除却を行った者に委任する場合は、補助事業に要した経費から補助金交付申請予定額を差し引いた額を支払ったことがわかる領収書)の写し
 - (5) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類

南第号年月日

様

南国市長

検査確認通知書

年 月 日付けで実績報告のありました南国市老朽住宅除却事業費補助金に係る事業については、 申請の内容に適合しているので、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付予定額 金 円

年 月 日

南国市長様

 (〒 -)

 住 所

 フリガナ

 報告者 氏 名 印

 電話番号

 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

 (法人以外の場合で本人自筆のときは押印不要)

補助金交付申請書

年 月 日付け 南 第 号により検査確認通知を受けた南国市老朽住宅除却事業費補助金について、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

南国市指令第 号

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました南国市老朽住宅除却事業費補助金については、下記のとおり補助金額を決定したので、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

南国市長印

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
 - (2) 南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (3) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

(〒 -) 住 所 フリガナ 請求者 氏 名 印 電話番号 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名) (法人以外の場合で本人自筆のときは押印不要)

補助金交付請求書

年 月 日付け南国市指令第 号により交付決定を受けた南国市老朽住宅除却事業費補助金について、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

(付記) 上記の補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

	ふりがな			
1	口座の名義			
2	金融機関名		農協	支所
			銀行	支店
3	口座の種類及び番号	普通 • 当座	NO.	

(〒 -)
所 在 地
フリガナ
請求者 名 称
(施行事業者) 代表者職・氏名 印
電話番号
(法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)
(法人以外の場合で本人自筆のときは押印不要)

補助金交付請求書(代理受領)

年 月 日付け南国市指令第 号により交付決定を受けた南国市老朽住宅除却事業費補助金について、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

(付記) 上記の補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

	ふりがな			
1	口座の名義			
2	金融機関名		農協	支所
			銀行	支店
3	口座の種類及び番号	普通 ・ 当座	NO.	

代理受領に関する委任状

私は、 年 月 日付け南国市指令第 号により交付決定を受けた南国市老朽住宅除却事業費補助金の交付の請求及び受領について、南国市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり委任します。

記

委任者 (申請者)

(〒 -)

住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

(法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名) (法人以外の場合で本人自筆のときは押印不要)

受任者(住宅の除却を請け負った者)

(〒 -)

所在地

フリガナ

名 称

代表者職・氏名

(法人以外の場合で 本人自筆のときは押印不要)

雷話番号

別表 (第2条関係)

住宅の老朽度の測定基準(木造住宅)

膏	平定区分	評定 項目	評 定 内 容		評点	最高 評点		
	構造一般	(1) 基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石である もの	10		45		
1	の程度		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		45		
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの ※	25				
			柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、 又は破損しているもの等小修理を要するもの	25				
		(3) 基礎、 土台、又 ははり	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、 土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの 等大修理を要するもの	50				
	構造の腐朽又は破壊の程度		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100				
2			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、 下地の露出しているもの ※	15		100		
		壊の程度(4)	(4) 外壁 **	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、 著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通 する穴を生じているもの ※	25			
			屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨 漏りのあるもの	15				
		(5		(5) 屋根	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏 板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下 がったもの	25		
			屋根が著しく変形したもの	屋根が著しく変形したもの	50			
	防火上又 は避難上 の構造の 程 度	防火トマ	防火トマ	防火上又 延焼のおそれのある外壁があ	延焼のおそれのある外壁があるもの	10		
3		(6) 外壁	延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上ある もの	20		30		
		(7) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10				
4	排水設備	(8) 雨水	雨樋がないもの	10		10		

備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、 当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のう ち最も高い評点とする。

合計	点

※ 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。